

秘密  
厳守

相談・  
専門家派遣  
無料

事業主、  
労務担当者様

ぜひ

# 専門家に ご相談ください!

(社会保険労務士等)

## ☑ 取組みはお済みですか？

残業60時間超の賃金引き上げ

義務化 (2023年4月)

育児・介護休業法改正

(2022年4月)

パワーハラスメント防止措置

義務化 (2022年4月)

同一労働同一賃金

時間外労働の上限規制

年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた  
相談方法が選べる!

「神奈川県働き方改革推進支援センター」とは、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

相談方法

① 企業訪問

② 電話・メール

③ センター来所

オンラインでの  
ご相談にも対応可能



## 神奈川県働き方改革推進支援センター

TEL 0120-910-090

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒231-0015  
横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6F

MAIL hatarakikata@mb.langate.co.jp FAX 0120-971-030

URL <https://hatarakikataikaiku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、  
ホームページをご覧ください。

働き方改革 神奈川

検索



2022年  
4月～



育児・介護休業法（産後パパ育休等）の義務化  
 パワーハラスメント防止措置の義務化  
 女性活躍推進法における義務化（労働者101人以上の事業主）



2019年 4月～

年次有給休暇の  
確実な取得

大企業 2019年 4月～  
 中小企業 2020年 4月～

時間外労働の  
上限規制

大企業 2020年 4月～  
 中小企業 2021年 4月～

同一労働同一賃金

## 個別訪問申込書

神奈川働き方改革推進支援センター

FAX: 0120-971-030

事業場名			ご担当者 氏名	
所在地	〒 -			
連絡先	電話		E-MAIL	
	FAX			
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 ( ) ・ 令和 年 月 日 ( ) ・ 令和 年 月 日 ( )		<input type="checkbox"/> <b>オンライン相談希望</b> <small>※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。</small>	
相談内容 ✓をお付け 下さい	<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制 <input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 <small>(非正規労働者待遇改善)</small> <input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け <input type="checkbox"/> その他【			

### 【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：  
 情報通信部 PMR 担当 E-MAIL: [privacy@mb.langate.co.jp](mailto:privacy@mb.langate.co.jp)
- 取得した個人情報は、「令和 4 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である神奈川労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について  同意する（チェックしてください）